

～あなたも民商の共済会に～  
会員・配偶者は無条件で加入可  
同居家族、従業員も加入可

月 1,000 円

見舞金・祝金

# 村上民商ニュース①

2023/1/2・9

No.495 村上市仲間町334

村上民主商工会

☎75-5272 FAX62-7392

## 「インボイス制度実施延期・中止」 請願、村上市議会委員会審査の 趣旨説明に竹内会長出席、可決！

15日、委員会審査の趣旨説明に竹内会長が出席し、民商の請願が委員会で可決されました。23日の本会議で採択されます。

### インボイス制度学習説明会

日時 12月24日(土)午後3時から

会場 民商事務所

※参加ご希望の方は民商へご連絡をお願いします。先着順とさせていただきます。

事務局まで連絡を。	弁護士	会場	日時	一月の無料法律相談	過払い金の相談も受付しています
☆緊急の相談の方は、必ず事前に電話で予約を。	新潟中央法律事務所	村上民商事務所	午前10時30分	1月13日(金)	
☆相談希望の方は、必ず事前に電話で予約を。	小淵真理子弁護士				
※相談受付締め切り 1月10日(火)					

## 村上民商 新潟県へ要請 「申請書類については柔軟に対応する。これまでの対応は申し訳ない」と陳謝



県の担当者(右側2名)に要請する村上民商(左側手前から竹内会長・青木事務局長・飲食業会員2名)

14日、県庁にて8月豪雨で被災した施設・設備の復旧等に係る経費の「被災中小企業等再建支援事業補助金」制度申請について、竹内会長・被災した飲食業会員2名・青木事務局長が参加し要請行動を行いました。

竹内会長は「被災した会員は、この制度の申請が難しすぎてとても困っている。申請書類を揃えるのに負担がかかっている。今日はその当事者である会員の生の声と要望を聴いてもらいたい」と話し、要望書を手渡しました。続いて、青木事務局長から、これまで申請の個別相談に応じてきた県の根本的な矛盾点や具体的に起きていた問題点、改善と要望を訴えました。

そして、飲食業会員は「12月にもなって既に備品の買い替えや、修繕も終わっているものに対して『この書類を揃えなさい、あの書類を揃えなさい』とか『畳をフローリングに修繕した場合の見積書と、畳から畳に修繕した場合の見積書を比べて安い方で補助する』など、今更言わなくても困る。もう工事は終わっている。そうであれば最初から言ってほしい」「店の備品は全て水没して処分した。減価償却をしていない備品は申請できないと言われた。買わなくともいいものを水害に遭ったために買わなければいけなくなつた。補助してほしい」「10万円以下の備品は申請対象外だと言われ、現金やクレジット分割で支払ったものも補助できない。処分したソファーの領収書等がないと、新しくソファーを買い替えて申請できないと言われた」「もっと簡単に申請はできないのか。申請がとても難しすぎて毎日申請のことばかり考えて負担になっている」「もっとこっちの立場になって考えてほしい」など個別相談での対応や制度に対しての怒りを県にぶつけました。すると、県の担当者は「これまでの対応は申し訳ございませんでした。提出してもらった書類で柔軟に対応させて頂きます。是非申請をしてもらいたい」と頭を下げ陳謝しました。

参加者は「県と直接話ができるて良かった。伝えることはやっぱり大切だ。言わないままだと申請 자체できなかった。民商に入っていて良かった。今日の要請はとても成果があるものだった。よし、申請書を来週中に提出しよう」と、これまでに言われてきたことや言いたいことを言えてすっきりしていました。

裏面もご覧ください



～あなたも民商の共済会に～  
会員・配偶者は無条件で加入可  
同居家族、従業員も加入可

月 1,000 円

見舞金・祝金

# 村上民商ニュース②

2023/1/2・9

No.495 村上市仲間町334

村上民主商工会

☎75-5272 FAX62-7392

18日、荒川地区の「語り炉端せゑ奴」にて数年ぶりに民商の忘年会を開催しました。会員・事務局8名が参加しました。「こうして集まって話ができるということは良いことだ。今日の忘年会を楽しみにしていました。皆さんに会いたかった」「今年は水害もあつたけど、なんとかかけてみるよ。困っている人はいっぱいいると思うよ」と民商のチラシを配つてもらうことになりました。久しぶりの忘年会は賑やかな時間を過ごしました。

**「これからも頑張って商売を続けよう」忘年会 開催**

◆税額の納付期限は、納期の特例の承認を受けている場合、1月20日（金）までです。  
◆税務署などに提出する給与関係の書類提出期限は、1月31日（火）までです。

役員・従業員への給与支払事業所は、年末調整が必要です。給与の支払を受ける一人一人について、毎月の給与や賞与などから源泉徴収をしている税額と、本年分の給与の総額について納めなければならない税額を比べて、過不足額を精算する手続きです。

**令和4年分の年末調整**

※相談会の対象となる方は  
年明けにご連絡します。

持ち物	一年間の給与総額、生命保険料・地 震保険料・社会保険料等の控除証 明書、市や税務署から届いている 書類など
場所	民商事務所

## 「フードバンクむらかみ」に寄付しました

15日、会員さんから寄せられた玄米・食料品を阿部婦人部長が寄付してきました。今後もご協力をお願いします。



お早めに再検査を！

**大腸がん検診で陽性だった方は医療機関で再検査を受けましょう**

血液が混じっている原因は、痔やポリープなどの場合がほとんどですが、まれに大腸がんが見つかる場合もあります。

共済加入者で再検査を受けた方へ5千円の補助があります。民商へご連絡をお願いします。

**次回の商工新聞配布のお知らせ**  
来年1月の商工新聞の配布は、11日（水）以降からとなります。



12月29日（木）から1月4日（水）まで事務所が休みになります。

この間の相談などの連絡は：竹内会長 56-6866

へお願いします。

事務所の年末年始のお知らせ